

海田町立海田中学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、海田中学校として、いじめの問題の解決、克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「海田中学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題にするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 海田中学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どこの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

（１） いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

（２） 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会執行部を中心に、いじめの防止等のための施策を企画・立案・実施し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第 22 条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA 及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で生徒を見守り育てる。

4 海田中学校におけるいじめの防止等に関する具体的取組

学校は、いじめの防止のため、「海田中学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「海田中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間指導計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員からなる「いじめ防止委員会」を設置し、週 1 回生徒指導の現状や指導についての情報交換及び今後の対策について検討する。

(3) いじめの防止等に係る生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ アサーションやソーシャルスキル・トレーニングなどを通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、生徒が主体的に活動できるよう支

援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係諸機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止の定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

「重大事態」の定義(いじめ防止対策推進法第28条第1項による)

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに海田町教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、海田町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 調査組織を海田町教育委員会内に置き、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する行内組織を設置する。

6 「海田中学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

海田中学校いじめ防止基本方針は、海田中学校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

平成26年4月1日策定

令和6年4月1日 一部改正